紫波町高効率照明機器整備事業仕様書

１　業務名

　紫波町高効率照明機器整備事業

２　目的

　本業務は、紫波町（以下「町」という。）が所有する公共施設の照明設備のLED化を図ることで、公共施設の消費電力を低減するとともに、脱炭素化を推進することを目的とする。

３　業務期間

　契約締結日から令和６年３月２２日まで

４　対象施設及び対象範囲

ア　対象施設

①　野村胡堂・あらえびす記念館

②　古館公民館（ふれあいホール１階を含む）

③　古館保育所

④　赤石公民館

⑤　赤沢公民館

イ　対象範囲

　「別紙１　対象範囲一覧表」のとおりとする。

５　設備等の仕様

　LED化による機能向上を図るものとし、必要な製品の標準仕様は「別紙２　製品等標準仕様書のとおりとする。なお、調達する製品は買取りとする。

（１）照明設備

ア　構造等

①　LED照明機器は日本工業規格を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）及び日本電球工業会規格の推薦する基準を満たす製品とすること。

②　更新するLED照明機器については未使用のものとし、管球毎の更新を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所の更新または使用上器具交換を必須とする箇所においては器具交換を認め、管は使用し電源内蔵型及び既設安定器の不使用等の条件を満たす交換については、これを認める。

③　LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。

④　必要な箇所において、サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。

イ　性能等

①　演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とする。

②　定格寿命は、40,000時間以上のものとする（初期照度より70％まで減衰した場合を寿命とする）。

③　作動保証温度範囲は、5℃～35℃（屋外は-45℃～45℃）を満たすこと。

ウ　その他

①　LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

②　電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること。

③　導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、町と協議の上対応を図ること。

④　LED照明機器は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応できるようなものとする。

⑤　LED照明機器のメーカー保証期間は５年間以上とする。

（２）照明機器の交換等作業

①　本業務においては、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。

②　前記①の作業は電気工事士等の有資格者が行うこと。

③　その他業務の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和４年版」による。

（３）各種資料の作成

　本業務の完了時には、次に示すものを成果品として製本２部（正・副）及び電子媒体１部を作成し、納品書とともに納品すること。なお、電子媒体による成果品はメディアに集約し、メディア上に業務名を記載した上で納品すること。

①　業務完了報告書

②　設備台帳

③　設備設置位置図

④　業務写真

⑤　コストシミュレーション表

　　（LED化によるCO2排出削減量または削減率、投資回収年数がわかるもの）

⑥　照度測定結果表

　　　測定対象：対象施設屋内各室

６　その他

（１）　本業務の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により原状回復するものとする。

（２）　本業務の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担するものとし、町が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。

（３）　本業務の履行にあたり町が提供したすべての情報は第三者に開示又は漏えいしないこととし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（４）　本業務は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。